

— 中山間地域にお住まいの  
農業者の方々を支援します —

# 中山間地域等直接支払制度

第4期対策  
(平成27年度～平成31年度)



平成 2 7 年 4 月

農林水産省



## はじめに

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度から第4期対策（平成27年度～平成31年度）が開始されます。

また、同じく平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施されることとなります。

皆さまが地域で取り組んでおられる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性に鑑み、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じた支援を行っています。

中山間地域等においては、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持を懸念する声もありますが、この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけていただきたいと考えております。



## もくじ

中山間地域等直接支払制度とは-----	2
第4期対策のポイント-----	3
こんな活動をすれば交付を受けられます-----	4
加算措置もあります-----	5
交付金の返還について-----	6
中山間地域の魅力を活かした取組の例-----	7
手続きの流れ-----	9
「農業の有する多面的機能の発揮の促進に 関する法律」について-----	10
お問い合わせ先-----	11

[表紙写真]

左上:徳島県美馬市、右上:長野県長野市、左下:長崎県松浦市、右下:宮崎県日南市

中央左上:千葉県鴨川市 中央右上:北海道中富良野町 中央:福岡県うきは市 中央左下:長野県飯島町

中央右下:新潟県十日町市

# 中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

## 1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

### (1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

### (2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地(北海道のみ)
- ⑥ ①~⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

## 2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

## 3. 交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)	地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
		緩傾斜(8°以上)		300	

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い農地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

## 4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。

# 第4期対策のポイント

第4期対策では、これまでの制度の枠組みを維持しつつ、次のような拡充・強化を行います。

## ① 農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援を強化します。

～集落活動への女性・若者等の参加を促進～



→ P4「こんな活動をすれば交付を受けられます」の② B要件参照

～複数の集落が連携して行う農業生産活動等の体制づくりを推進～



→ P5「加算措置もあります」の①参照

～超急傾斜地の農用地の保全・活用を支援～



→ P5「加算措置もあります」の②参照

## ② 集落の活動に取り組みやすいよう交付金返還ルールを見直します。

5年間の農業生産活動の継続ができなくなった場合に、交付金の返還免除となる事由を追加

→ P6「交付金の返還について」参照